

○パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能となる行政サービス等

令和5年1月1日時点

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証の提示	問い合わせ先
暮らし	課税証明書等の交付	課税証明書等の交付について、本人の代わりにパートナーによる申請ができる。 ※パートナーが同居の場合に限る。	要	市民部 課税課 TEL:0824-62-6122 FAX:0824-62-6345 E-mail: kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp
	納税証明書等の交付	納税証明書等の交付について、本人の代わりにパートナーによる申請ができる。 ※パートナーが同居の場合に限る。	要	市民部 収納課 TEL:0824-62-6127 FAX:0824-62-6352 E-mail: shunou@city.miyoshi.hiroshima.jp
	市営住宅の入居申込み	市営住宅等へ入居できる。	要	総務部 財産管理課 TEL:0824-62-6161 FAX:0824-62-6137 E-mail: zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp

※制度ごとに所定の要件があります。